



県内の多様なネットワークの構築を大切に

埼玉県生活協同組合連合会

会長理事 岩岡 宏 保

会員生協の皆様、議会、行政、友誼団体の皆様、日頃からのご指導・ご鞭撻に心から感謝するとともに、新春のご挨拶を申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から4年目の年となります。しかし、復興には、これからも長い年月が必要な状況です。

2015年には5年に一回のNPT再検討会議が開催され、埼玉県原爆死没者慰霊式は30回となります。その準備の年として2014年は鍵になる年と認識しています。また、本年は、埼玉県消費者大会が50回を迎える年でもあります。

2012年には「消費者教育推進法」が制定されました。これは1968年の「消費者保護基本法」により日本の消費者政策の基本理念が定められ、1969年の地方自治法改正で「消費者保護」が地方の事務として規定されて以来、消費者に取っては「追い風」の時期と捉えています。消費者教育推進法では「消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成」「主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援」を基本理念として挙げています。また、長年にわたり消費者・消費者団体が待ち望んでいた「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が第185回臨時国会で成立しました。

埼玉県生協連は、被災地の復興と埼玉県内の被災者・避難者への支援に、県内の生協・協同組合・地域諸団体などの皆さんとともに、情報を共有し、息長く取り組みを継続してまいります。また、生協内に留まらず、消費者運動を支える役割として「埼玉県消費者団体連絡会」と「適格消費者団体・埼玉消費者被害をなくす会」の事務局機能を担い、平和・消費者行政充実・省エネ創エネなどの取り組みで役割を發揮しながら、県内で多様なネットワークを構築していくことを大切にしております。

皆様の今後のご健勝とご活躍を祈念するとともに、引き続き、私どもへのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、新春のご挨拶とさせていただきます。